

千葉県報

定例
令和7年9月26日

主要目次

- 令和七年度県民の運動・スポーツに関するアンケート調査の実施
- 市街地再開発組合の設立認可
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(十一件)
- 都市計画地区計画の関係図書の縦覧(八件)

告示

千葉県告示第四百九十八号

令和七年度県民の運動・スポーツに関するアンケート調査を実施するので、千葉県統計調査条例(昭和二十五年千葉県条例第一号)第三条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 調査の名称

令和七年度県民の運動・スポーツに関するアンケート調査

二 調査の目的

県民の健康及び体力に関する実態並びに県民の運動及びスポーツニーズを調査し、「第十三次千葉県体育・スポーツ推進計画」の進捗状況を把握することにより、今後の事業推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

三 調査事項

- 1 性別、年齢その他の情報に関すること。
- 2 健康及び生活習慣に関すること。
- 3 体力及び運動習慣に関すること。
- 4 パラスポーツに関すること。
- 5 アーバンスポーツに関すること。
- 6 子どもの運動及びスポーツに関すること。
- 7 体育及び運動部活動に関すること。

四 調査の範囲

県内の公立の小学校及び中学校、県立高等学校並びに県立特別支援学校の児童又は生

徒並びに知事が選定するもの

五 調査の期日

令和七年九月二十六日から十月三十日までの間のうち任意の一日

六 調査の方法

知事が、四の者に調査票を配付し、報告を求めることにより行う。

七 結果の公表

知事は、調査結果を千葉県ホームページにより速やかに公表するものとする。

千葉県告示第四百九十九号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一条第一項の規定により、本八幡駅北口駅前地区市街地再開発組合の設立を次のとおり認可した。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 組合の名称

本八幡駅北口駅前地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和七年九月二十六日から令和十五年十一月三十日まで

三 施行地区

市川市八幡二丁目一二一番一から一二二番七まで、一二一番九、一二二番二、一二三番三、一二三番一から一二三番三まで、一二四番一、一二四番四から一二四番六まで、一二五番二、一二五番三、一二六番一、一二六番二、一二六番四、一二七番一から一二七番三まで、一二七番六、一二七番八、一二七番九、一二七番一三、一二七番一四、一二八番二、一、六七一番二の一部、一、六七一番四、一、六七二番一から一、六七二番九まで、一、六七三番一から一、六七三番五まで、一、六七三番七、一、六七三番九、一、六七三番一二から一、六七三番一六まで、一、六七九番一から一、六七九番四まで、一、六七九番七から一、六七九番一〇まで、一、六八四番一、一、六八四番三、一、六八五番一〇、一、六八七番一、一、六八七番二の一部、一、六八七番三の一部、一、六八八番一、一、六八八番二、一、六八九番一、一、六八九番二、一、六八九番四から一、六八九番六まで、一、六八九番九及び一、六八九番一〇

四 事務所の所在地

市川市八幡二丁目一五番一〇号パティオ本八幡六〇二

五 設立認可の年月日

令和七年九月二十六日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

八 事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載して行う。
 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
 令和七年十月二十五日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピコティ東館

松戸市小金字天王脇一番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス

代表取締役 田中伸和ほか

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎双一ほか

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

イオンリテール株式会社 代表取締役 古澤康之ほか

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一ほか

5 変更年月日

令和七年三月一日ほか

届出年月日

令和七年九月三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

野田みずきショッピングセンターI期

野田市みずき二丁目一二番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス

代表取締役 田中伸和

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス

代表取締役 新居田滝人

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス

代表取締役 田中伸和

5 変更年月日

令和五年七月三日及び令和六年十月十五日

届出年月日

令和七年三月三十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び野田市自然経済推進部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 志津ショッピングセンター 佐倉市西志津四丁目一番地二</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人 東京都新宿区西新宿六丁目八番一号</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号</p> <p>5 変更年月日 令和五年七月三日及び令和六年十月十五日</p> <p>二 届出年月日 令和七年三月三十一日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び佐倉市経済環境部商工振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年九月二十六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 トライドラッグゴー東金求名店 東金市道庭字下谷九八三番地</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平 茂原市茂原一、二九八番地</p>	<p>3 変更前の大規模小売店舗の名称 トライウエル東金求名店</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗の名称 トライドラッグゴー東金求名店</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平</p> <p>7 変更年月日 (一) 大規模小売店舗の名称 令和六年九月十三日 (二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和元年十二月二十六日</p> <p>二 届出年月日 令和七年八月二十八日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び東金市経済環境部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和七年九月二十六日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 柏高島屋ステーションモール 柏市末広町一番地七ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東武鉄道株式会社 代表取締役 都筑豊ほか 東京都墨田区押上一丁目一番二号ほか</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか</p>
---	---

大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか
 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社高島屋 代表取締役 村田善郎ほか
 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか

5 変更年月日

令和七年二月二十八日ほか

二 届出年月日

令和七年四月三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

北柏ショッピングセンターⅡ期

柏市松葉町四丁目五番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和

5 変更年月日

令和五年七月三日及び令和六年十月十五日

二 届出年月日

令和七年三月三十一日

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン流山おおたかの森

流山市おおたかの森東一丁目二番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和

5 変更年月日

令和五年七月三日及び令和六年十月十五日

二 届出年月日

令和七年三月三十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び流山市経済振興部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

令和五年七月三日及び令和六年十月十五日

その届出は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ゆりのき台ショッピングプラザ
 八千代市ゆりのき台三丁目一番七ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和
 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
 - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人
 東京都新宿区西新宿六丁目八番一号
 - 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和
 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号
 - 5 変更年月日
 令和五年七月三日及び令和六年十月十五日
- 二 届出年月日
 令和七年三月三十一日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和七年九月二十六日

一 届出の概要

千葉県知事 熊谷 俊 人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 もねの里ショッピングプラザ
 四街道市もねの里二丁目一八番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和
 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 新居田滝人
 東京都新宿区西新宿六丁目八番一号

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和
 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号

5 変更年月日
 令和五年七月三日及び令和六年十月十五日

二 届出年月日
 令和七年三月三十一日

三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び四街道市地域共創部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出及び添付書類は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年九月二十六日から令和八年一月二十六日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和七年九月二十六日

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ピコティ東館
 松戸市小金字天王脇一番地
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社新都市ライフホールディングス 代表取締役 田中伸和ほか
 東京都新宿区西新宿六丁目五番一号ほか
- 千葉県知事 熊谷 俊 人

3	変更前の駐車場の位置及び収容台数 二〇六台	4	変更後の駐車場の位置及び収容台数 一三七台	5	変更前の駐輪場の位置及び収容台数 四五〇台	6	変更後の駐輪場の位置及び収容台数 二九七台	7	来客が駐車場を利用することができる時間帯の変更	8	変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 三か所	9	変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所	10	変更年月日 令和八年五月四日	二	届出年月日 令和七年九月三日	三	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び松戸市経済振興部商工振興課	一	届出の概要 千葉県知事 熊谷 俊人	1	大規模小売店舗の名称及び所在地 トライドラッグゴ-東金求名店 東金市道庭字下谷九八三番地	2	大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平														
3	茂原市茂原一、二九八番地 駐輪場の位置の変更	4	変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 二七立方メートル	5	変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 二八立方メートル	6	変更前の開店時刻 午前六時	7	変更後の開店時刻 午前零時	8	変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前五時三十分から翌午前零時三十分まで	9	変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前零時から翌午前零時まで	10	変更前の駐車場の出入口の数及び位置 三か所	11	変更後の駐車場の出入口の数及び位置 四か所	12	変更年月日 令和八年四月二十九日	三	縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び東金市経済環境部商工観光課	二	届出年月日 令和七年八月二十八日	一	届出の概要 都市計画地区計画の関係図書の縦覧	令和七年九月二十六日													

画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和七年九月二十六日八千代市の変更に係る八千代都市計画地区計画緑が丘西複合業務A地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和七年九月二十六日八千代市の変更に係る八千代都市計画地区計画緑が丘西第1地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和七年九月二十六日八千代市の変更に係る八千代都市計画地区計画緑が丘西第2地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和七年九月二十六日八千代市の変更に係る八千代都市計画地区計画緑が丘西第3地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和七年九月二十六日八千代市の変更に係る八千代都市計画地区計画緑が丘西第4地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和七年九月二十六日八千代市の変更に係る八千代都市計画地区計画緑が丘西複合業務B地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

令和七年九月二十六日八千代市の変更に係る八千代都市計画地区計画八千代緑が丘駅周辺地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。

令和七年九月二十六日

千葉県知事 熊谷 俊人

購読料

本号

一部

二四円

発

行

者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先

千

葉

〇四三(二三三)二六五八

県

購読申込先